

跨高速道路橋撤去工事に関する事業者向け説明会 質問回答

No.	質問内容	回答
1	今回の撤去工事においては下部工(基礎・土中のもの)の撤去はどこまでを考えているのか。	下部工の撤去は考えていません。上部工の撤去のみとなります。
2	今回撤去する跨道橋にプレストレストは入っているのか。	今回撤去予定の跨道橋は基本的にPC橋です。
3	施工計画のようなものが詳細設計にあたりと考えてよいか。	その通りです。公告時に橋梁の構造図を配布しますが、その橋梁の撤去設計が今回の設計・施工一括方式のうちでの設計の部分となります。
4	個別契約となる3橋分の撤去工事について、3橋分の価格が一番最初の契約の価格評価点の基準となるのか。詳細設計が終わっていないため、3橋分の工事価格は概算となると思うが、その金額に基づいて契約を行うのか。	今回発注する予定となっているのは、個別契約での3橋分の撤去工事及び当該3橋分と翌年度撤去予定の1橋の詳細設計です。設計完了に伴い、工事目的物に対応したの単価項目設定を行い、当初の契約単価を上限として変更契約をします。条件を明示しているもので変更がないものは変更契約を行わず、現地条件や監督員側から変更の指示を受け、かつ当初条件に明示されていないものについては新たな単価項目を設定し、変更契約を行うこととなります。弊社の方から公告の際に基本条件書という形で詳細な条件を提示いたしますので、条件を見ながら考えていただくこととなります。
5	本線規制期間等についてはNEXCOからの指定はあるのか。	時期・時間・日数等の想定は基本条件書の中に明記をする予定です。

跨高速道路橋撤去工事に関する事業者向け説明会 質問回答

No.	質問内容	回答
6	設計・施工一括方式での総合評価点の算出においては、想定される工事価格はあるのか。予定価格（契約制限価格）を超えた場合の扱いはどうなるのか。	設計・施工一括方式はあくまで総合評価方式であり、価格評価点+技術評価点であること、説明資料19頁「①-3設計・施工一括発注方式の総合評価点算出方法」の【価格評価点の算出方法】に「L：契約制限価格」の記載のとおり、基本的に制限価格を下回ることによって価格評価点の対象となります。仮に上回った場合は不落札として扱うこととなります。 ※説明会でのご質問の回答時に「個別契約の予定価格（契約制限価格）帯については明示します。そのほか予定価格を上回った場合の扱いについては別途配布図書の中で記載を行う予定です。」と回答しましたが、回答を訂正させていただきます。
7	参加資格における企業実績や求める技術者の要件についてはどのようなものか。	現在検討中のため、公告の際の配布図書をご確認ください。
8	配置技術者は各契約ごとで拘束されるのか。	各工事ごとで拘束されますが、例えば1回目の個別契約の工事が完了した後に、1回目の工事で担当者だった技術者の方が経験を積み、2回目以降の工事で現場代理人となることも可能です。
9	設計技術者・設計監理技術者・照査技術者等の専任義務はあるか。	専任義務はありません。設計完了期限は定めますが、必ずしも専任で配置しなければいけないものではありません。
10	設計技術者が不足しているが、橋梁の技術士等資格を有する者に設計を行わせる計画はあるか。	現在弊社では求める配置技術者の基準として技術士、RCCM、国交省や土木学会が認めているものを想定しております。公告時に明示されますので、そちらをご確認いただき、ご質問があればご質問をいただければと思います。